

北海道水資源の保全に関する条例の施行状況の点検結果（概要）

1 点検・検討の考え方

本条例は水資源の保全に関し、道や土地所有者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本事項や水源周辺の適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものであり、5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

前回の条例の施行状況等の検討から5年を経過したことから、今年度点検を実施した。

2 条例の施行状況等の検討

(1)社会経済情勢の変化等

■不動産登記法の改正等	➤ 相続登記の義務化による所有者不明土地の減少、適正な土地利用の推進（相続登記申請義務化:R6.4.1 施行、住所変更申請義務化:R8.4 までに施行）
■重要土地等調査法の制定	➤ 今後の区域指定の動向を注視
■水循環基本法の一部改正	➤ 条例の法的根拠の明確化、国等による地下水保全に向けた取組への期待
■森林環境譲与税等の活用	➤ 森林環境譲与税等を活用した事業による水資源の保全の推進への期待
■ゼロカーボン北海道の推進	➤ 水源涵養機能の維持増進と地球温暖化防止への貢献

(2)施策の取組状況

条例に規定する「施策の基本方針」に基づく、次の施策の取組状況について点検を実施。

- ① 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進
- ② 安全に安心して利用できる水資源の確保
- ③ 水資源の保全に対する理解の促進
- ④ 水資源の保全のための適正な土地利用の確保

3 今後の推進に係る対応方向

【基本的な考え方】

関係法の施行など最近の社会経済情勢の変化等に適切に対応しながら、引き続き、現行の規定に基づき、点検した内容を踏まえて必要な取組を推進していくこととする。

【今後の対応方向】

取組の深化<深める視点>

- **新たな地域指定・公有地化に向けた取組**
 - 地域指定の拡大や市町村の水資源保全地域内の土地の公有地化に向けた取組の検討・実施。
- **土地所有者・事業者・道民等への更なる理解促進の取組**
 - 市町村、森林組合や不動産関係団体等と一層の連携を推進し、より効果的な普及啓発の実施。
- **国への要望**
 - 水資源保全のための土地取引規制を可能とする関係法令の整備や市町村の公有地化を進めるための財政支援措置の充実・強化。

連携の推進<広げる視点>

- **森林環境譲与税やゼロカーボンなど関係する施策との連携**
 - 水源涵養機能の維持増進や地球温暖化対策への貢献に向けた、市町村の森林環境譲与税等を活用した取組を促進。
- **不動産登記法の改正等に伴う施策との連携**
 - 相続登記申請義務化や相続土地等の国庫帰属制度の開始など法の運用に沿って、適正な土地利用を推進。